

◇平成20(2008)年10月16日 決算審査特別委員会

- 1 ワークサポートたかつきについて
- 2 危機管理について
- 3 三島救急センター及びドクターカーについて

No.2 灰垣委員

おはようございます。

それでは、私のほうから労働費1件、土木費1件、もう1件、ちょっと意見を述べさせていただきます。そして消防費ということで、簡単に質問させていただきます。

まず、ワークサポートたかつき、きのうもお2人ほどお話をされてましたけれども、地域職業相談室というのが正式名称のようで、事務事業評価表を探すと見つからなくて、次回から括弧でもしてもらって、(ワークサポートたかつき)というふうにしといてもらえたらなと思います。

きのうのご質問に重ならないように、お伺いいたします。まず、きのうは国と本市との役割分担のようなご質問がありましたけども、職員の体制をお聞きいたします。

それから、検索機等の機材の配置はどのようになっているのか。

それから率直に、この事業は評価できると私は思っています。ワークサポートたかつきの就職率は、41.3%と聞いてます。きのうもありましたけれども、茨木のハローワークで30%と。今年度に関しましては、まだ途中ですけれども、今の時点で55%の就職率というふうにも聞いてます。2,424人の求職者に対して1,001人の就職ができたということですから、非常に評価できるというふうには私は思って、この質問を取り上げさせてもらったんです。

2点目は1,001人の就職先です。これはわかる範囲で結構ですけれども、市内の企業に就職されたのかどうか。それから、いただいた資料では、1,001人のうち430人がパート、これはみずから望んでパートであるというふうにも聞いてます。きのうのお話では、正規職員がちょっと少ないというような話もありましたけれども、もしわかれば正規職員の就職が何名なのか。

それから、先ほども言いましたように、非常に評価のできる事業ですから、もっとPRをする必要があるんじゃないかというふうには私は思っています。市民に対してのPR、周知のやり方は、どのようになっているのか。それから、それによつての効果みたいなものがあるのかをお聞きいたします。1問目は以上です。

No.3 湊労働福祉課長

多岐にわたる質問でございますが、まず、ワークサポートたかつきの人員配置について

お答えいたします。

現在、国の職員、具体的にはハローワーク茨木の職員でございますが、室長1名と非常勤職員が4名、これは19年度でございますが、配置されております。受付と、それから就職相談などに携わっております。

続きまして、機材、設備関係のお尋ねでございますが、来訪者が自由に利用できる設備といたしまして、自己検索機というのがございます。これはタッチパネル方式のコンピューターでございます、キーをたたかずに画面をタッチすることで、検索できるというコンピューターでございます。ご自分の希望職種、あるいは希望賃金など条件を入力いたしますと、自動的に求人情報が検索できる機械でございます。これが10台ございます。この10台の自己検索機は、ほとんど常時利用されておられまして、効果的な活用が図られているものと考えております。

次に、ワークサポートの紹介の中で、市内企業の割合についてのお尋ねがございました。正式な統計上の数字はとっておりませんが、パートの場合は、ほとんどが市内企業であり、正社員も大半が市内企業というふう聞いております。ワークサポートを通じての市内の企業への就職は、市の産業経済の隆盛にとりましても、望ましいものと考えております。

続きまして、正規職員の割合についてのお尋ねがございましたが、正規職員が何名、何割というデータは入手しておりませんので、よろしく願いいたします。

次に、ワークサポートの周知のやり方についてお尋ねでございます。現在、市のホームページ、広報紙、それからリーフレットを作成いたしまして、こういった形で施設の案内を行っております。それと、国との共同運営の施設でございますので、国のほうでもハローワークのホームページや、あるいはリーフレットを作成いたしまして案内を行っております。平成19年3月の開設以来、日増しに利用者がふえておりまして、先ほど申しましたように、10台の自己検索機がほぼフル稼働という状況でございます。今後も方法を工夫いたしまして、一層の周知を図ってまいります。

それから効果でございますが、先ほど申しましたように大変効果があると考えております。この効果につきまして委員からご指摘もございましたが、府下で初めて設置された地域職業相談室という位置づけでございますので、こういったことを市民の皆さんに広くお伝えする必要があると考えております。こういった形で行うのが効果的か、今後工夫をいたしたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

No.5 湊労働福祉課長

成果を拡大する場合に、スペース的にどうかというお尋ねでございますが、現在、72平米でございます、その中に自己検索機、相談窓口、それから事務スペース等ございまして、いっぱい状態でございます。今後、拡大を図るということになりました場合は、

スペースの問題も当然考えてまいらねばならないと考えております。

以上でございます。

No.7 岡部土木室参事

ただいまの灰垣委員の降雨時の樋門操作の連絡体制について、及び土のう配布の要望の対応についてお答えします。

まず、降雨時の樋門の連絡体制ですが、市内の水路には農業用施設の一つとして、用水を確保するため樋門が設置されており、その樋門の多くは高槻市東部土地改良区等の水利団体が、その日常管理をされております。各樋門には管理責任者を配置され、台風や異常降雨時には土地改良区でも浸水被害が発生しないよう、樋門の操作をされておりますが、建設部土木室といたしましても開閉確認を含め、大雨洪水注意報や警報が発生されたときや、夕立などの局地的豪雨時には、その情報提供とともに適切な操作依頼の連絡をとっております。

次に、豪雨のとき市民からの土のう配布の要望に、どのように対応しているかについてお答えいたします。

昨今、ゲリラ豪雨が各地域で頻発するようになってきており、道路冠水、浸水等に対応するために土のうを市内4か所に、常時約2,000袋保管しております。場所としましては、過去に浸水が発生した地域にできるだけ近接した、殿町にあります芥川受水場、桃園町にあります消防本部、牧田町にあります日野川の取口の各土のう保管庫、そして堤町の十三高槻線高架下資材置き場となっております。また、台風等で大雨が予想される場合などは天候状況を考慮し、追加の土のうを速やかに作成できる体制を整えております。

土のう配布につきましては、これまでは市民等から台風に備えての配布要望が主でしたが、昨今、ゲリラ豪雨の浸水対策として、土のう配布要請が増加しております。土木室、また危機管理課等に市民からの配布要望の連絡が入りましたときは、必要な数量を運搬する体制をとっており、また利用後、回収の要請があれば、回収もしております。運搬等につきましては職員及び業者ともども、できるだけ迅速な対応に取り組んでおりますので、よろしく申し上げます。

樋門等の操作の連絡体制につきましては、土木室、下水道室等で事前配備をしまして、その状況等を十分考慮した上で、また、住民等からの要望がありましたら各水利組合、先ほど申しました東部土地改良区のほうに、その管理体制の充実を図っていただくように連絡をしております。

以上です。

No.8 灰垣委員

また重ねて聞くような形で申しわけないですけども、今、樋門のことは住民の方ということですが、土のうに関しても同じような流れでしょうか。

それと住民の方からだけなんですか。例えば、危機管理課との連携というのはないんでしょうか。

No.9 岡部土木室参事

先ほども申しましたように、土のう配布につきましては、住民からの要望が土木室以外の危機管理課等に入りましても、至急に土木室維持補修課のほうに連絡をとっていただき、配布するように手配させていただいておりますので、よろしくお願いします。

No.10 灰垣委員

土のうの件ですけども、土のうの配置場所、これは地図に落としていただいたやつを見させてもらって、ちょっと偏ってるなと思ったんですが、いろいろ話を聞いてみると、過去にそういう浸水があったところを中心ということ、それはそれでしっかり検証して、こういう場所に配置されてるんだらうというふうに理解をしましたが、想定外の今回8月6日の豪雨ということがありました。そういうことを考えたときには、この東のほう、それと南東部、ちょっと行政関係が薄いところがほかにもあるような気がするんですけども、その辺は大丈夫だと言う。北のほうは、どちらかと言うと、当然斜面になっていると言うか、高い位置にあるんで、それほど心配ないのかなと私なりには思うんですが、東、南東部、この辺はどうなのかなというふうに、今後、このことも一応考えといていただければなと思っています。

それから8月6日の当日、私のほうにも携帯電話にいろいろ問い合わせなり、また、土のうが欲しいとかいう連絡がありまして、いろいろ連携をとらせてもらったんですけども、何度も申しておりますけれども、どこに連絡をしたらいいのかというのが、市民の方には明確でないということ考えたときには、集中すると大変かもしれませんが、コールセンターというのは、やはり必要になってくるのかなと思います。

それから、当然、この樋門に関しては管理されてるのは土地改良区等の団体ですから、そちらにお願いをするという立場であるのかもしれませんが、速やかにその樋門をあければ、ひよっとしたら回避できたようなこともあるかもしれません。ある地域では水路が増水して、それが流れてきたというところもあったようですから、ひよっとしたら、まだ実証できないかもしれませんが、そういう樋門をあければ、それが回避できたのかもしれないということ考えたときには、迅速な対応、また、今後の対応策を改めて見直す必要があるのかなということを申し上げておきます。

それと、ちょっと危機管理課のときに言いそびれたんですけども、やはりこういう気

候変動の中で、一つの理由は、地球温暖化というのが言われておりますけれども、これは来年もひょっとしたら、こういうことが起こるかもしれないということを想定したときには、その事前に訓練みたいなものを、改めてするというのを考えていくべきじゃないかというふうに思っています。また、市民の人にも自助・共助・公助という部分でいけば、自助というのが非常に重要になってくると思いますので、そういった周知をしていくということも——1年前にやってしまうと忘れてしまいます、そういう意味では事前に、そういうことをやっていくことも考えていただきたいなというふうに思いますので、よろしく願いを申し上げます。これは以上です。

次に消防費、昨日も消防費はお話がありました。特別救急隊のお話もありました。先日の毎日新聞には、これは10月11日だったと思いますけれども、高度救急隊の発隊式、これは私も参加をさせていただきましたけれども、非常にリアリティーのある、実践さながらの訓練を目の当たりにさせてもらいまして、大災害のときのがれきの下、そこに人が生存しているというようなことを探す探知器みたいなもの、相当値が張るんだろうなというふうに見てたんですけれども、そういった機器も拝見させていただいて、消防隊の皆さんの努力というのが、改めてうかがえました。9月8日にも救急の日ということがあって、救急救命技術錬成会、これも拝見をさせてもらいましたけれども、非常に使命感をお持ちになっているなど。また責任というか、逆に誇りもお持ちになって、この救急に当たっていらっしゃるというのを、改めて感心をさせてもらったところです。

まず1点、これは確認のためにお聞きしたいと思います。先日の新聞に、こういう記事が載ってました。これはあくまでも確認ですけれども、神戸市消防局が業者に払い下げた中古の消防車が、インターネットオークションで出品されてたという、私もインターネットオークションは好きでよく見るんですけれども、これが最終的には57万円の値がついてたということで、マニアックな人もいらっしゃるんだろうと思うんです。これは要するに、国は自治体に対して消防車などを処分する際は、テロなどに使われることを防ぐため装備を取り外すよう求めている。しかし、神戸市は、その作業を業者に任せていた。こういったことなんですけれども、高槻市ではこういうことはあるんでしょうか、まず1点、ちょっとお聞かせください。

No.11 奥田警備課長

廃車消防車両がインターネットオークションに出展されたことにつきまして、当市の廃車消防車両の処分はどうなっているのかというお尋ねなんですけど、高槻市消防本部における廃車の消防車両につきましては、総務省消防庁の平成16年8月24日付の通知に沿って、高槻市財務規則に従いまして、市契約課で売り払いを行っております。

特に、消防車や救急車などの緊急車両を売却する場合には、引き渡し業者に引き渡す前に職員の手によって、消防本部の名称などの文字をグラインダーなどで削り取っており、

赤色灯やサイレンなどの特殊装備品も取り外した上で、写真撮影をします。その後、引き渡しをしております。また、譲渡証明書を発行する場合などにつきましては、輸出抹消の場合のみ譲渡することとして、そのときただし書きといたしまして、今後、日本国内での使用は一切認めないこととするという一文を記載しておりますので、よろしくお願いいたします。

No.13 木原救急救助課長

特別救急隊と三島救命救急センターとの関係についての質問に、お答えさせていただきます。

平成14年10月の試行運用から現在に至るまで、三島救命救急センターには救急救命士の再教育を初めといたしまして、多方面にわたり多大なるご協力をいただいているところでございます。

主な内容は、救急隊員のレベルアップを含めた病院前救護体制の充実です。医療機関へ到着するまでの間を充実させるために、救急救命士の再教育を初めとして、さまざまな角度からの訓練、講習会、勉強会などがあります。これらの教育訓練の目的につきましては、助かるはずの命を救うの1点に絞られていると思います。

このような状況でありますことから、救急現場は研修などで医師と共同する中で、確かに大変なときもあります。しかし、市民の命を救うということは、救急業務にとりまして究極の目的でありますことから、三島救命救急センターの医師の熱意に相乗しつつ連携を強化し、市民にとってよりよいシステムの構築に努めてまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

No.14 灰垣委員

医師との共同というところで、ご苦労があるのは、今の中でも何となくわかるような気がします。

次に、特別救急隊員の職員体制、先ほど8名と言いましたけれども、聞かせていただきたいと思います。先ほど言ったとおり14年、試行開始時が2名、16年10月から1週間に3日、終日運用に拡充したときは4人、18年10月から8人。24時間、365日ですから、現在の配置人員で、十分にこれで充足できているのかどうかをお聞きいたします。

No.15 木原救急救助課長

特別隊員の配置人員についてお答えさせていただきます。

委員ご指摘のとおり特別救急隊員として、現在8名の救急救命士を配置し、1日最低2名が勤務して特別救急隊を運用しております。また、特別救急隊員の中から、器官挿管や薬剤投与認定救急救命士の資格取得に派遣している関係で、人員が足りないときもありますが、その際は消防本部救急救助課職員の救急救命士を特別救急隊へ配置するなど、特別救急隊運用に支障が出ないように配慮しておりますので、よろしくお願いします。

No.16 灰垣委員

改めて皆さんのご苦勞というのを、いざとなったときに、そのすばらしさが改めてわかるのかなど。こういう机上では、なかなかそこまで理解できない部分があるのかもしれませんが、いざ現場のときには、本当にそのすばらしさというのが、身をもってわかるのかなという気がします。

先日、三島救命救急センターの関係の方と、ちょっとお話をさせてもらってましたら、広域にこの特救隊を配備していったらなというような話をされてました。それには当然、三島の中での例えば茨木市や摂津市等の要請が、まずは必要なのかなと思ったりもしますし、また、聞くところによりますと、救急という部分でいけば5キロメートル範囲というふうにも、それが最大の範囲というふうには、三島救命救急センター1か所では、それもできないのかなというふうにお話をしたとこなんですけども、先ほどのご答弁の中に、究極の目的は助かるはずの命を救うと。こういった目的からいけば、そういった拡大というのも、今後は考えていくということも、一つの選択肢ということになるのかなということも申し上げまして、私の質問は終わらせていただきます。

以上です。